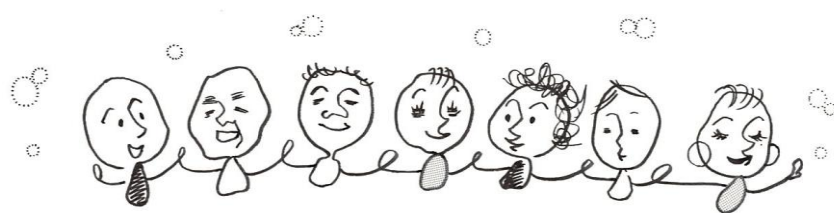




盛岡市 パートナーシップ・ ファミリーシップ制度 ガイドブック



Partnership

Familyship

盛 岡 市

目 次

- 1 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは
- 2 制度を利用できる方
- 3 手続きの流れ
- 4 届出に必要なもの
- 5 交付書類
- 6 その他の手続き
- 7 自治体間連携について
- 8 Q & A
- 9 利用できるサービス

(参考) 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

1 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは



盛岡市は、「性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、令和5年5月1日から盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。

「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とは、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお2人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、宣誓する方に子・親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、家族として併せて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

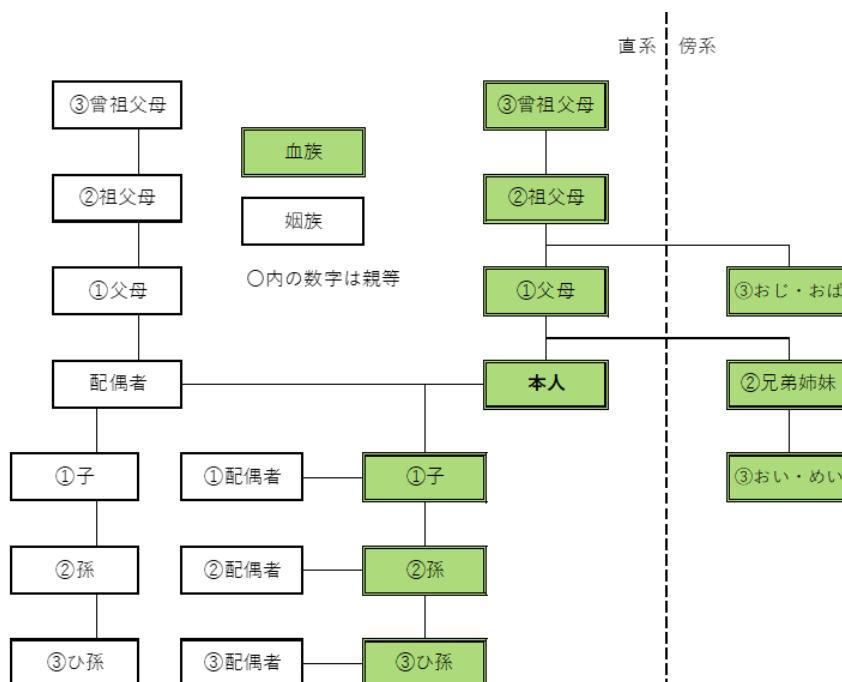


2 制度を利用できる方

宣誓をされるお2人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること
 - 成人（18歳以上）であること
 - 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること
（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む）
 - 配偶者がいないこと
 - 他の方とパートナーシップの関係にないこと
 - 民法で定められている近親者でないこと
（下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）
- ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

【制度を利用できない者（近親者等）】



3 手続きの流れ

要件の確認、書類の準備

要件をご確認の上、必要書類を準備してください。（2 ページ、4 ページ参照）



宣誓日の予約

電話又はメールで下記担当までご連絡ください。



事前に必要書類を提出

宣誓日の10日前までに、下記担当まで郵送又はご持参ください。



★宣誓日★

予約した日時に、本人確認書類（原本）を準備し、お2人そろってお越しください。宣誓書に署名していただきます。（4 ページ参照）

双方又は一方が
盛岡市在住の場合

受領証等※
交付
（当日交付、30分
程度時間をいただ
きます。）

双方とも市外在住
（転入予定）の場合

転入予定受付票
交付

盛岡市に転入後、転入完了申出書提出

受領証等※
交付
（当日交付、30分
程度時間をいただ
きます。）

【担当】

盛岡市市民部男女共同参画推進室

〒020-8530
盛岡市内丸12番2号
（市役所本館1階市民協働推進課内）

電話：019-626-7525
午前9時から午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除く）

メール：djs@city.morioka.iwate.jp

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードのこと。（5ページ参照）

4 届出に必要なもの

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類(事前提出時)〕

必要な書類等	備 考	チェック
宣誓届	【様式第1号】	☐
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの。 ・<u>本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。</u> ・同一世帯の場合は1通で構いません。 婚姻届と異なり、当制度には住所の要件を定めていることから、確認のためご提出をお願いしています。	☐
(双方が市外在住の方のみ) 転入予定であることがわかる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。	☐
戸籍抄本(本籍地の市区町村で取得できます)	・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた写しを指定してください。 ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文。	☐
(ファミリーシップも宣誓する方のみ) ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	【様式第1号別紙】 ・ファミリーシップの対象としたいお子さん・親御さんから、自署による同意書をいただってください。(病気、障害等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要です。) ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。 ※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することができます。(15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能)	☐
(通称名を使用する方のみ) 日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上	例) 勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	☐

〔宣誓日(予約し来庁する日)〕

必要な書類等	備 考	チェック
宣誓書	【様式第2号】 ※市で準備します	☒
本人確認書類(原本)	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上。	☐

●双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備 考	チェック
転入完了申出書	【様式第6号】	☐
転入後の住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・転入から14日以内	☐
転入予定受付票(宣誓日に交付したもの)	・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードをお渡しします。	☐
本人確認書類(原本)	上記参照	☐

5 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第3号】A4サイズ
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。
お2人に1枚交付します。

(表) (裏)

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第4号】
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証
サイズの携帯用カードです。お2人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表)

(裏)

～受領証デザイン イラストレーター 森優さん～

市草を星に見立て、盛岡市の鳥であるセキレイをモチーフに、
同じ方向を目指す2人を表しています。

6 その他の手続

再交付手続

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵便又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備 考
紛失	【様式第7号 (再交付申請書)】	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※申請者の本人確認書類を添付してください	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。（お1人での来庁でお願いします。）

届出事項の変更等手続

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵便又は持参により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類（当初の宣誓届時の説明参照）	受領証等の添付
住所	【様式第8号 (届出事項変更届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本	要
通称名		・通称名を使用していることが確認できる書類	要
子又は親の新たな加入		・対象者の戸籍抄本 ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	要
子又は親のファミリーシップからの削除	【様式第9号 (申立書)】	—	要
子又は親本人の申し立てによるファミリーシップからの削除		※申立者の本人確認書類を添付してください	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。（お1人での来庁でお願いします。）

返還手続

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。郵便又は持参により、必要書類を提出してください。

返還理由	様式	備 考
パートナーシップを解消したとき	【様式第10号（返還届）】 ※届出者の本人確認書類を添付してください	・お1人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		※ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。（その場合は返還届ではなく、様式第8号「届出事項変更届」を提出してください。）
宣誓者の双方が市外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		

※事前に連絡の上、本人確認書類（原本）を持参してください。

※宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきます。

※返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。

※返還され無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

◇こんなときは宣誓の内容が無効になります◇

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・ （双方とも転入予定として宣誓をした後）宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・ 受領証等の不正使用（受領証等の複製、改ざん等を含む）や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。

※無効とした受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

7 自治体間連携について

パートナーシップ制度を利用している方が住所を異動する際は、転出元自治体に受領証等の返還手続きを行い、転入先自治体に改めて宣誓を行う必要がありますが、岩手県内自治体間連携の開始により、県内連携自治体間で住所異動を行う場合、手続きの一部を省略することができるようになりました。

(1) 盛岡市から転出する場合

盛岡市から岩手県内のパートナーシップ制度等を導入している他の自治体へ転出し、転入先自治体で継続の手続きをする場合は、盛岡市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きは省略できます。盛岡市が交付した宣誓書受領証等は、転入先自治体で継続の手続きをする際に提出してください。

なお、転入先での手続きは自治体により異なりますので各自治体のホームページなどでご確認ください。

(2) 盛岡市に転入する場合

県内連携自治体から盛岡市へ転入する場合は、盛岡市に継続の手続きをすることで、新たに盛岡市の宣誓書受領証等を発行します。

なお、連携自治体からの転入であっても、盛岡市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。

●継続申告の流れ

宣誓の要件を確認し、下記書類を持参または郵送してください。

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第12号）
- ・転出元自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等
- ・盛岡市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
- ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）
- ・（郵送での証明書交付を希望する場合）宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒

※このほか、必要に応じ書類の提出を求めることがあります。

※新しい受領証等の交付には数日かかります。

【手続き場所（持参、郵送とも）】

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 市役所本館1階市民協働推進課内
盛岡市市民部男女共同参画推進室

留意事項

転出元の自治体に、盛岡市で宣誓書受領証等を新たに交付した事実を通知するとともに、転出元の自治体から交付された宣誓書受領証等の原本を送付します。

継続申告の手続きが完了した後は、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の適用を受けます。

8 Q&A

NO	Q & A	
1	盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのようなものですか。	現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓することができる制度です。（パートナーシップ） パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ） ※ご本人の同意が必要です。 宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。
2	なぜ制度を導入するのですか。	盛岡市は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。
3	パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。	婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、市の内部規定に基づくもので、婚姻のような法的効果は発生せず、戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。
4	対象は同性パートナーだけですか。	宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。
5	パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。	必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。
6	交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。	使用できません。この制度は、お2人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。
7	宣誓することによるメリットはなんですか。	市からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お2人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。
8	子や親も対象とするのはなぜですか。	婚姻のできない2人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、2人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。

9	外国籍の人も利用できますか。	外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
10	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができません。
11	パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。	お2人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。
12	なりすましなどの悪用をされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓するお2人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。
13	どんなサービスが受けられますか。	市のサービスでは、従前より、市営住宅の入居や市立病院での面会等にあたっては、状況に応じ家族と同様の関係性にあるものとして配慮されていますが、他のサービス等においても、家族として利用することが広がるよう、順次見直しを進めてまいります。 民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国取り組み例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。 今後、様々なサービスが広がるよう、民間事業者や市民の皆様に対して、市から協力を呼びかけてまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。
14	受領証・受領証カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。
15	同居していないと制度を利用できませんか。	パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
16	ファミリーシップの要件はなんですか。	お子さんについては、パートナーの双方又は一方の養育関係にあるお子さんを基本とします。（同居し世話をしているお子さんや、市外に進学し仕送りをしているお子さん等）。 親御さんについては、住所や生計同一を問いません。 詳しくはご相談ください。

17	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。）
18	プライバシーは守られますか。	宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。 また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで適切に管理し、他部署に情報提供することはありません。
19	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
20	通称名は使用できますか。	性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用することができます。受領証や受領証カードには、裏面に戸籍名を記載します。
21	パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。	返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。
22	市外に転出する場合はどうすればよいですか。	お2人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は返還届は不要です。
23	転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、転出先で引き続き使うことはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めての手続きが必要です。 自治体間での連携やサービスの提供等については、今後の他自治体の導入状況等を見ながら検討してまいります。
24	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いしています。
25	郵送での手続きはできますか。	事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お2人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはできますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

27	ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	ぜひ、ご一緒においでください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。 ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただってください。
28	宣誓に費用はかかりますか。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約することはできますか。	申し訳ありません。宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前9時～午後5時までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。
30	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	盛岡市男女共同参画推進室（市役所本庁舎1階）、もりおか女性センター（プラザおでって5階）に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
31	受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。	受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第7号「再交付申請書」を提出してください。

※ その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、男女共同参画推進室リンク先ページよりダウンロードできます。

男女共同参画推進室

盛岡市内丸12-2（市役所本館1階市民協働推進課内）
TEL 019-626-7525



もりおか女性センター

盛岡市中ノ橋通1丁目1-10 プラザおでって5階
TEL 019-604-3303

9 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】（令和5年6月現在）

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができる。 （納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要）	納税課 （019-613-8464）
個人住民税の減免申請	申請ができる。 （委任状が必要）	市民税課 （019-626-7504）
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請、受領ができる。 （委任状が必要）	
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 （納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要）	資産税課 （019-626-7530）
固定資産税・都市計画税の納税通知書、納付書の再発行	納税通知書、納付書の再発行ができる。 （納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要）	
固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能 （納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要）	
罹災証明書の申請 （火災以外の自然災害）	罹災証明書の申請、受領ができる。 （納税通知書または委任状が必要）	
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 （り災者本人からの委任または委任状が必要）	盛岡地区広域消防組合 消防本部 （019-626-7401）
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	市民登録課 （019-626-7501）
要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様に申請ができる。	介護保険課 （019-626-7560）
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。 （委任状が必要）	母子健康課 （019-603-8303）
教育・保育給付認定申請 （認可保育所入所申込含）	教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請できる。	子育てあんしん課 （019-626-7511）
施設等利用給付認定申請 （幼児教育・保育無償化認定申請）	施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請できる。	保育サービス推進室 （019-626-7553）

◆パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる。	建築住宅課 （019-626-7533）
盛岡市移住支援事業移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用される。 （支援対象者の要件あり）	都市戦略室 （019-613-8370）

空き家等購入費補助金	盛岡市空き家等バンク登録物件を購入した場合に、世帯として購入費補助金の申請ができる。 (補助対象者の要件あり)	都市計画課 (019-639-9051)
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受給ができる。 (算定にあたってはパートナーの所得が合算される。)	生活福祉第一・第二課 (019-626-7510)
身体に障害のある人などの軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車の軽自動車税(種別割)を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	市民税課 (019-626-7504)
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
(市立病院) 患者への面会	市立病院における面会を認める。	市立病院医事課 (019-635-0101)
(市立病院) 患者の病状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができる。	
(市立病院) 緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。	
災害時の安否情報の提供	災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができる。	危機管理防災課 (019-603-8031)

◆その他

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
公民館事業の申込み	保護者情報が必要な申請(図書貸出、講座申込等)について、パートナーの子の保護者として申請できる。	中央公民館 (019-654-5366) 上田公民館 (019-654-2333) 西部公民館 (019-643-2288)
DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	もりおか女性センター (019-604-3303)
パパママ教室などの各種教室	・パートナーと一緒に教室に参加できる ・パートナーの子の保護者として教室に参加できる	母子健康課 (019-603-8303)

※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。(手続きがスムーズになることがあります。)

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。
詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

内容	所管部局	電話番号
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5336

※その他、利用可能な岩手県のサービスについては県ホームページをご確認ください。

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、以下のような例が見られます。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・診療情報や面会の機会等の提供

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供しています。

詳しくは、それ
ぞれの企業等
にご確認ください。



(参考) 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓の取扱いに関する要綱

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、性のあり方により現在の婚姻の制度を利用することができない者又は生活する環境等において当該制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの軽減を図り、もって当該者の人権及び多様な生き方を尊重する社会の実現に資するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子（養子を含む。）又は当該パートナーシップにある者の親（養親を含む。）との家族としての関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、これを市長に提出する方法により、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市の区域内に住所を有する者又は宣誓をした日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が、近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合にあっては、その対象とする15歳以上である子及び親について、本人の同意があること。

(宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ、宣誓をしようとする日を市に申し出た上で、市が指

定する日までに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) 宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の市内への転入の予定を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、宣誓をしようとする者の双方又は一方の子又は親を含めて宣誓をする場合は、次に掲げる書類（当該子の年齢が宣誓をしようとする日において15歳未満である場合にあっては、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類）を添付しなければならない。

- (1) 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類
- (2) 当該子にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (3) 当該子及び親が署名した同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項各号及び第2項各号に掲げる書類を審査し、第3各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

4 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓しようとする者が認めた者が、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって署名することができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日に、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を市の職員に提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (3) 旅券
- (4) 在留カード
- (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

（通称名の使用）

- 第5 宣誓をしようとする者で、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）等の事情があると市長が認めたものは、この要綱に定める手続きにおいて、通称名（社会生活において日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。
- 2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

（交付書類）

- 第6 市長は、宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓をした日（以下「宣誓日」という。）において、宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3月を経過する日とする。ただし、特段の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、転入予定受付票及び転入後の住民票の写しを添えて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（以下「転入完了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

- 第7 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。
- 2 宣誓者は、前項の規定による申請をしようとする者が本人であることを明らかにするために、本人確認書類の提示又はその写しを添付しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（受領証等の記載事項変更）

- 第8 宣誓者は、宣誓届に記載した事項に変更があった場合（第10第1項各号に該当する場合を除く。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添えて届け出なければならない。
- 2 第7第2項の規定は、前項の規定による受領証等の記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届け出」と読み替えるものとする。
- 3 宣誓に係るファミリーシップにある15歳以上の子又は親が、当該ファミリーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書により、当該子又は親の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し立てることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申立がなされたときは、宣誓者に対して交付した受領証等を返却させた上で、申立をした子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還等）

- 第9 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（以下「返還届」という。）を添えて、市長に返還しなければならない。
- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 第10第1項又は第2項の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 第3各号に掲げる要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。
- 2 第7第2項の規定は、前項の規定による受領証等の返還について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「返還」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第2号に該当する場合においてファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、宣誓書に氏名の記載がある子又は親の同意を得た上で、ファミリーシップを継続することができる。この場合において、宣誓者は、返還届に代わり、変更届を提出しなければならない。
- 4 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることがある。
- 5 市長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

- 6 市長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(宣誓の無効)

第10 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合には無効とする。

- (1) 宣誓届の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 宣誓日以後に、第3各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 第6第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合において、宣誓者の双方が、第6第3項に規定する有効期限までに転入しなかったとき（同項ただし書に該当する場合を除く。）
 - (4) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚したとき。
- 2 前項の規定による場合のほか、市長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続きを怠り、かつ、それが長期にわたり継続された場合は、宣誓を無効とすることがある。
- 3 市長は、無効とした受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(県内自治体との相互連携を図る場合の取扱い)

第11 市長は、岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に係る指針（令和5年3月24日付け若第575号岩手県環境生活部長通知）に掲げる指針となるべき事項に沿った要件を定めるパートナーシップ制度等を設けている自治体であって、市長が相互連携を図る自治体として認めるもの（以下「連携自治体」という。）から受領証等に準ずる書面（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者が転入したときは、この項から第4項までの規定に定めるところにより、受領証等を交付することができる。

- 2 前項の規定により受領証等の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。
- (1) 連携自治体受領証等
 - (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
 - (3) 子を含めて宣誓をする場合は、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 転入宣誓者は、本人であることを明らかにするため、第4第5項各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は同書類のいずれかの写しを提出しなければならない。
- 4 市長は、転入宣誓者から第2項の規定による申告を受けたときは、その内容を審査し、第3に

掲げる要件を満たすと認めたときは、当該転入宣誓者に受領証等を交付するものとする。この場合において、当該転入宣誓者は、第4第4項の規定に基づき宣誓書に署名をした宣誓者とみなす。

5 市長は、前項の規定により受領証等を交付したときは、遅滞なく転出元である連携自治体に当該受領証等を交付した旨を通知するものとする。

6 市長は、宣誓者が連携自治体に転出し、当該連携自治体から前項の規定に基づく通知に準ずる通知があったときは、第9第1項の規定に基づく届出があったものとみなす。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2 宣誓に係る日時等の調整その他宣誓をするために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック
(第2版)

令和6年4月発行

盛岡市市民部市民協働推進課 男女共同参画推進室
〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 市役所本庁舎1階
TEL: 019-626-7525
Email: djs@city.morioka.iwate.jp
市HP: <https://www.city.morioka.iwate.jp>
